

地方公務員の臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等の 在り方に関する研究会（第2回）【議事要旨】

1. 日 時 平成28年8月9日（火）14:00～16:30

2. 場 所 総務省11階1101会議室

3. 出席委員（五十音順）

伊藤 正次 首都大学東京大学院社会科学研究科教授（行政学）

大橋 真由美 成城大学法学部教授（行政法）

川田 琢之 筑波大学ビジネスサイエンス系教授（労働法）

小杉 礼子 独立行政法人 労働政策研究・研修機構特任フェロー

（座長）高橋 滋 一橋大学大学院法学研究科教授（行政法）

中村 貴子 埼玉県久喜市総務部副部長

布山 祐子 日本経済団体連合会労働法制本部上席主幹

人羅 格 毎日新聞社論説委員

八重樫 高明 東京都総務局人事部制度企画課長

（欠席）安永 貴夫 日本労働組合総連合会副事務局長

（代理）内藤 靖博 日本労働組合総連合会総合政策局・経済政策局局长

4. 議事次第

（1）開会

（2）地方公共団体からのヒアリング

①臨時・非常勤職員の任用根拠の見直し等について（東京都、愛知県東浦町）

②任期付職員制度の活用状況等について（神奈川県逗子市）

（3）閉会

5. 議事の経過

○ 主な発言内容は以下のとおり。

（1）東京都からのヒアリング関係

・ 教員・講師について、一般職非常勤職員と特別職非常勤職員とではどのような違いがあるのか。

⇒ 勤務日数・勤務時間が異なる。また、一般職非常勤職員は、担任はできないものの、授業と校務（校内業務の運営、進路指導等）の運営に携わっており、特別職非

常勤職員は時間講師として、授業のみを行っている。

- ・ 職務給の考え方にに基づき、一般職非常勤職員の報酬をどのように決定しているのか。
⇒ 常勤職員と比較すると、職務内容を明確に定めていることから、単一の報酬額を設定し、同一の仕事であれば昇給はしない。
- ・ 特別職非常勤職員が一般職に移行することにより、労使関係に変化はあったのか。
⇒ 特別職の時には、民間と同様の労働組合に入っている職員もおり、一般職化でストライキ権がなくなるとの反対意見もあった。しかしながら、一般職化に伴い、地方公務員法上の職員団体による労使関係に移行することとなった。

(2) 東浦町からのヒアリング関係

- ・ 制度の見直しにあたり、担当部署から意見聴取したとのことだが、それらにどう対応したのか。
⇒ これまでの在職期間等を踏まえて格付けを行うなど、人材が他の市町に流れてしまわないよう処遇面で配慮する取扱いとした。

(3) 逗子市からのヒアリング関係

- ・ 任期付職員の給与水準は、どのように決定しているのか。
⇒ 専門的な知識経験を有する任期付職員は、常勤職員と同様の給料表に基づき経験年数を加味して決定している。一方、それ以外の任期付短時間勤務職員は、級ごとに単一号給を設定している。
- ・ 任期付短時間勤務職員をより積極的に活用できるようにするためには、どうすればよいか。
⇒ 専門的知識・経験が蓄積された職員が再度任用される場合には昇給を認めることも検討してもいいのではないか。

以 上

文責：自治行政局公務員部公務員課